

平成 29 年 12 月 1 日招集

平成29年 第9回

**佐渡市議会定例会議案**

佐 渡 市

## 目 次

議案第144号	佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第145号	佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第146号	佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第147号	佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第148号	佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第149号	佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について	12
議案第150号	佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第151号	佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第152号	佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第153号	佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	20
議案第154号	財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）	22
議案第155号	公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）	23

議案第156号	平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号） について	24
議案第157号	平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第2号）について	24
議案第158号	平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第 2号）について	24
議案第159号	平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算 （第2号）について	24
議案第160号	平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2 号）について	24

議案第144号

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号アの（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「（1歳6箇月到達日という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の2中「同法第6条の4」を「同法第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3第2号中「（以下この条）」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第145号

佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

佐渡市立幼稚園条例（平成16年佐渡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

幼稚園に入園を許可された幼児（以下「園児」という。）の保護者は、授業料を納付しなければならない。

2 前項の授業料の額は、月額9,000円を超えない範囲内において、規則で定める額とする。

第3条第4項及び第5項を削る。

第4条を次のように改める。

（授業料の減免）

第4条 市長は、規則で定めるところにより授業料を減額し、又は免除することができる。

第5条を次のように改める。

（授業料の不還付）

第5条 納入した授業料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第146号

佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例

佐渡市母子健康センター条例（平成16年佐渡市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第1条中「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の規定により」を削る。

第2条の表両津母子健康センターの項を削る。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第147号

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例（平成22年佐渡市条例  
第10号）の一部を次のように改正する。

別表トキ交流会館使用料（税込み）の表備考に次のように加える。

4 給湯室を利用する場合は、1日につき1人50円を徴収する。

5 洗濯機を利用する場合は、1回につき200円を徴収する。

別表客室1（バス・トイレ付）の表及び客室2（バス・トイレ無）の表  
を次のように改める。

客室1（バス・トイレ付）

	一般	学生	小人
1泊目	4,000	3,400	2,800
2泊目	3,600	3,100	2,500
3泊目以上	3,200	2,700	2,200

客室2（バス・トイレ無）

	一般	学生	小人
1泊目	3,000	2,600	2,100
2泊目	2,700	2,300	1,900
3泊目以上	2,400	2,000	1,700

備考

- 1 一般とは、学生及び小人以外の者をいう。
- 2 学生とは、高校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専  
修学校に在学する者をいう。
- 3 小人とは、小学生及び中学生をいう。
- 4 小学生未満の者の宿泊は、無料とする。ただし、寝具を利用する  
場合は、小人の使用料を徴収する。
- 5 給湯室を利用する場合は、1日につき1人50円を徴収する。
- 6 洗濯機を利用する場合は、1回につき200円を徴収する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第148号

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 新穂体育館の項、真野体育館の項、真野武道館の項及び小木体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第149号

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例

佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例（平成16年佐渡市条例第174号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年5月1日から施行する。

議案第150号

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例

佐渡市公民館条例（平成16年佐渡市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表両津地区公民館の項中「佐渡市梅津2314番地1」を「佐渡市両津湊198番地」に改め、同表真野地区公民館の項中「佐渡市吉岡1697番地1」を「佐渡市吉岡1695番地」に改める。

別表両津地区公民館の部を削り、同表真野地区公民館の項を次のように改める。

真野地区公民館	佐渡市真野ふるさと会館条例（平成16年佐渡市条例第170号）別表に定める額
---------	---------------------------------------

### 附 則

この条例中第3条第2項の表両津地区公民館の項の改正規定及び別表両津地区公民館の部を削る改正規定は平成30年3月1日から、第3条第2項の表真野地区公民館の項の改正規定及び別表真野地区公民館の項の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

議案第151号

佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例

佐渡市立図書館条例（平成16年佐渡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項の表中「佐渡市梅津2314番地1」を「佐渡市梅津2343番地1」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

議案第152号

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例（平成18年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

平スキー場使用料（税込み）

（単位：円）

区分	高校生以上	中学生以下
リフト（1日券）	2,000	1,000
リフト（午前半日券）	1,200	600
リフト（午後半日券）	1,500	750
シーズン券	15,000	7,500

備考

- 1 リフトの1日券の利用時間は午前9時から午後4時までとし、午前半日券は午前9時から午後1時まで、午後半日券は午前11時から午後4時までとする。
- 2 シーズン券の有効期間は購入した年度内とし、利用時間は午前9時から午後4時までとする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議案第153号

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例の制定について

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条  
例を次のとおり制定する。

平成29年12月 1 日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例

佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年佐渡  
市条例第65号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第154号

財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、構造及び延床面積

建物の名称	所在	構造	延床面積（㎡）	
佐渡太鼓体験交流館	佐渡市小木金田新田 150番地3	木造かわらぶき2階建	666	82

- 2 無償譲渡の相手方 佐渡市小木金田新田148番地1  
公益財団法人鼓童文化財団  
理事長 五十嵐 実

平成29年12月1日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第155号

公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
真野第2保育園  
西三川デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会
- 3 指定の期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

平成29年12月1日 提出

佐渡市長 三浦 基裕

- 議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について  
(予算書別紙添付)
- 議案第157号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
(予算書別紙添付)
- 議案第158号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について  
(予算書別紙添付)
- 議案第159号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について  
(予算書別紙添付)
- 議案第160号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について  
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

《平成29年度 佐渡市一般会計補正予算（第8号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 佐渡中央文化会館整備事業の経費を計上
- ・ 両津公民館解体事業の経費を計上
- ・ その他の経費については、9月補正予算編成後の事由による緊急性のある経費について計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	50,481,146
補正額	223,202
累計予算額	50,704,348

3. 主な財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	△39,275
県支出金	3,733
繰入金	154,623
市債	102,400

4. 主な補正項目

(単位：千円)

- (継続費) 佐渡中央文化会館整備事業【社会教育課】 補正額：51,639  
(事業内容)

・ アミューズメント佐渡大規模改修事業	
平成29年度	51,639千円
平成30年度	1,669,666千円
合計	1,721,305千円

- (継続費) 両津公民館解体事業【社会教育課】 補正額：18,491  
(事業内容)

・ 両津公民館解体事業	
平成29年度	18,491千円
平成30年度	347,435千円
合計	365,926千円

- 市有施設解体事業 補正額：45,494  
(事業内容)

・ 保育所整備事業【子ども若者課】	9,235千円
両尾保育園、河崎保育園、椎崎保育園の解体に係る経費	
・ 総合多目的施設整備事業【社会教育課】	3,500千円
南佐渡離島開発総合センターの解体に係る経費	
・ 体育施設整備事業【社会教育課】	28,460千円
新穂体育館、真野武道館、真野体育館、小木体育館の解体に係る経費	
・ 消防防災施設・設備整備事業【消防本部】	4,299千円
旧相川消防署の解体に係る経費	

○児童館・学童保育運営事業【子ども若者課】

補正額： 5,757

(事業内容)

- ・真野体育館解体に伴う真野児童クラブの移転経費  
真野小学校改修工事

○国民保護事業【防災管財課】

補正額： 8,252

(事業内容)

- ・Jアラートシステム更新工事  
新型受信機、自動起動機設置

《平成29年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算(第2号)概要》

1. 補正予算について

- ・ 保険給付費の補正を計上
- ・ 地域支援事業費の補正を計上
- ・ 総務費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,678,763
補正額	200,833
累計予算額	8,879,596

3. 主な財源内容

(単位：千円)

国庫支出金	58,717
支払基金交付金	55,491
県支出金	24,556
繰入金	62,069

4. 主な補正内容

(単位：千円)

- ・ 総務費
- ・ 保険給付費
- ・ 地域支援事業費

議案第158号

《平成29年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 下水道総務費の増額補正を計上
- ・ 下水道建設費の増額補正を計上
- ・ 漁業集落排水管理費の増額補正を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	3,383,979
補正額	69,872
累計予算額	3,453,851

3. 財源内訳	(単位：千円)
一般会計繰入金	64,272
諸収入	5,600

4. 主な補正内容	(単位：千円)
○下水道総務費	
・ 消費税の増額	5,372
○下水道建設事業	
・ 測量設計業務委託料の減額	▲2,300
・ 汚水管渠工事の増額	13,800
・ 水道管等補償費の増額	13,000
○漁業集落排水管理費	
・ 汚水管渠工事の増額	40,000

《平成29年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第2号)概要》

1. 補正予算について

- ・ 一般会計繰入金の補正を計上
- ・ 特別入浴槽入替に伴う備品購入費の補正を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	469,330
補正額	9,193
累計予算額	478,523

3. 財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金・・・・・・・・・・9,193

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○特別養護老人ホーム費

- ・ 一般管理費（備品購入費）・・・・・・・・9,193

議案第160号

《平成29年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

資本的収入 ・ 企業債の減額及び工事負担金の増額

2. 予算規模

資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	1,582,221	支出	補正前の額	2,180,034
	補正額	0		補正額	0
	累計予算額	1,582,221		累計予算額	2,180,034

3. 主な財源内訳（資本的収支）

(単位：千円)

・ 企業債の借入	△ 7,000
・ 工事負担金	7,000

4. 主な補正内容

資本的支入 (単位：千円)

企業債	△ 7,000
工事負担金	7,000